

目的とし、昭和9年鉄道省が部内職員から募集した歌。応募作品570編にのぼったが、すぐれたものがなく、5編を3等入選とした。発表された歌は、5編の用語および内容を織込んだ1編を北原白秋が修辭し、山田耕作が作曲したもの。3章からできている。

歌詞第1章

とどろけ鉄輪 我がこの精神
 かがやく使命は げんたり ひびけり
 はえあれ交通 思えよ国運
 奉公ひとえに 身をもてさげん
 国鉄 国鉄 国鉄 国鉄
 いざふるえわれら
 われらぞ 大家族 20万人 ふるえわれら。

(岡部蔵造)

てつどうせつびのきょうよう 鉄道設備の共用 鉄道設備の共用とは、たとえば連絡駅の共同使用とか、併行区間における電車柱の共用・共架、あるいは交差箇所における施設の共用等をいうのであるが、地方鉄道業者はその公共的性格から(1)政府または政府の許可を受けた者が地方鉄道に接続し、またはこれを横断して鉄道、もしくは軌道を敷設する場合(2)地方鉄道に接近し、またはこれを横断して道路・橋梁(きょうりゅう)・河川・運河および溝渠(こうきょ)等を造設するとき、これらを拒むことができないことになっている(地方鉄道法第17条第1項)。この場合主務大臣(運輸大臣)が公益上必要であると認めるときは、地方鉄道業者に対して設備の共用、または変更を命ずることができる(同条第2項)。これらの設備の共用または変更に要する費用の負担は、原則としては当事者間で協定すべきであるが、協議が調わないときは申請によって主務大臣が裁定することになっている(同条第3項)。

なお軌道もこれについては地方鉄道とまったく同様である(軌道法第26条により地方鉄道法第17条準用、主務大臣は運輸大臣および建設大臣)。(福田四郎)

てつどうせんぱくとおしゅうんそうきそく 鉄道船舶通し運送規則 鉄道営業法にもつき鉄道と船舶の通し運送の場合における船舶の運送区間・運送業者・損害賠償・引渡期間等について定めた省令である。

1 通し運送の意義

旅客は乗車券の買換えをせず、荷送人は運送品の託送換えをしないで、2つ以上の異なる運送主体、または異なる種類の運送機関を直通して行われる運送を総称して通し運送という。これには鉄道相互間および鉄道と船舶・軌道・自動車または索道との間における各種の通し運送がある。そして鉄道と船舶との通し運送としては、鉄道と平水航路すなわち湖川港湾との間におけるもの、または鉄道と海上航路すなわち沿海・近海および遠洋の航路との間におけるものがある。

2 通し運送と鉄道営業法

通し運送の場合に各運送機関の準拠法令が異なるときは、運送機関ごとにそれぞれの該当法令が適用されることはもちろんである。たとえば商法上の運送人としての鉄道・軌道・自動車等による運送営業については、一様に商法の運送営業(第3編第8章)の規定が適用される。そして鉄道運送についてはさらに種々の特別規定が定められているのであるが、鉄道と軌道・自動車等の通し運送の場合には、鉄道営業法および鉄道運輸規程の所要規定が準用されることが定められて(鉄道営業法第18条の2・鉄道運輸規程第7条)、これらの通し運送の円滑をはかっている。

しかし船舶運送については、平水航路の場合はべつとして、海上航路による運送は商法の海商(第4編)の規定が適用されるのであるから、鉄道と船舶の通し運送の場合には貨物引換証等が海陸を通して発行できないこととなる等、鉄道と軌道・自動車等の通し運送の場合と比較していちじるしく不便・複雑となる。それゆえ鉄道と船舶の通し運送について業務の円滑をはかるため、軌道・自動車等の場合と同様に鉄道営業法の一部を準用すること等の特別規定(鉄道営業法第18条の2・3・4)を設け、鉄道運送の場合と同等の義務と権利を認めているが、この鉄道営業法における準用規定のおもな事項をあげると、運送条件の公告、運送拒絶の禁止、運送順序、貨物等の明告および点検、要償額の表示、損害賠償、延着(引渡期間)等である。

さらに商取引の実情に適合させるため、鉄道と船舶の通し運送の場合における貨物引換証等の取扱について特別規定を定め(鉄道営業法第18条の3)、全運送に対し、荷送人は運送人の請求によって運送状を提出することを要し、また運送人は荷送人の請求によって貨物引換証を交付する必要があることを定めているのである。

3 鉄道船舶通し運送規則

上記の船舶運送に対する鉄道営業法の準用に当って、同法の委任命令である鉄道運輸規程に対する特別規定を設け、また鉄道と通し運送をする船舶の運送区間および運送業者の範囲を定めるために、昭和5・3通信・鉄道省令で鉄道船舶通し運送規則を公布、同年4・1から施行された。

この通し運送規則は、全文6箇条と別表とからなり、おもな内容はつぎのとおりである。

(1) 適用範囲

この通し運送規則は、平水航路における船舶運送はもちろん、海上航路による船舶運送に適用されるのであるが、とくに第1条別表に定められている船舶の運送区間および運送業者のみに限定適用される。

(2) 要償額の表示料

要償額の表示料の限度については運送距離により区別を設け、運送区間150海里未満は鉄道と同額、150海里以上は約倍額の表示料を定めている。

(3) 損害賠償額の限度

要償額の表示がない託送手荷物、高価品または動物の滅失またはき損による損害賠償について、船舶運送業者が支払うべき最高金額を定めている。

(4) 引渡期間

発送・輸送・陸揚・集配および接続の期間を合算したものを引渡期間とし、これには鉄道に認められていない陸揚および接続の両期間を定めている。

(5) 鉄道運輸規程の準用

鉄道運輸規程中の高価品の範囲、要償額の表示、損害賠償額等の所要規定を準用する。——相次運送。鉄道営業法。鉄道運輸規程。

参考文献 喜安健次郎著 鉄道法理論。同著 鉄道運送法。(養口重造)

てつどうせんろず 鉄道線路図 鉄道の線路、線名、停車場等を記載した地図。

国鉄の営業キロは2万余km、停車場もまた4,600余を数え、その業務も旅客貨物の取扱および案内の業務、列車の運転、保安、施設の修繕・維持等複雑な業務を行っており、執務上鉄道線路図を必要とすることも多く、鉄道線路図もその用途にたがって各種のものが必要とされる。国鉄において発行するもの